

総合評価

受診施設名	相愛こども園	施設種別	保育所 (旧体系：)
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

令和3年7月29日

総 評

相愛こども園は、1939年に婦人会が中心となって始めた保育を前身として、昭和29年に前理事長が個人資産を用いて保育園の運営を開始、昭和54年に社会福祉法人を取得しました。その後、平成5年には新しく園舎を改装して定員を120名に増員し、令和2年には幼保連携型認定こども園に移行し、現在に至っています。

法人理念として、「乳幼児が生涯において、人間形成を確立する重要な仕事であることを自覚し、母親にも勝る愛情で子どもの最善の利益を考え、適切な養護と教育により、健全な心身の発達を図る。」、「地域と連携をとり、子育て支援と福祉の増進を図る。」を掲げ、舞鶴市や地域のニーズに応え、本園の他、障害児保育、延長保育、一時保育、子育てサポート等の事業を展開しています。

また、乳幼児期の終わりまでに育ってほしい姿等が明示された「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」をふまえ、相愛こども園の教育保育目標を掲げ、保育実践をされています。

日常の保育の場面では、子どもたちひとりひとりを温かく受け入れ、遊びを通していろいろな体験が得られる教育・保育を行っています。海に近い舞鶴市の地域性から、スイミングや着衣水泳体験を保育に取り入れたり、専門講師を招いて運動遊びを取り入れています。年長児の保育としては、日本太鼓やマーチングを取り入れて、地域のお祭りやセレモニーなどに参加し、子どもたちに伝統行事や社会的体験ができる機会を設けることで、人間性を大切にしながら豊かな心を育む保育となっていました。（今年度は、コロナウィルスの影響により中止）食育にも力を入れており、園庭には果物の木や野菜を栽培して、それを収穫しておやつや行事食に取り入れています。また、約30年間毎日、昼食後に読み聞かせの時間を設けており、子どもが物語に触れ、想像性を働かせる機会をつくっていました。

こうした取り組みは、ドキュメンテーション（子どもの活動を写真や動画、音声、文字などで視覚的に記録するもの）という手法を用いて保育の可視化に繋がっています。可視化して、成長過程を共有することで保育内容の計画・実践を確認でき、さらに課題を明確にすることで改善を行いやすくなり、保育の質向上につながっていました。

運営面としては、「全職員の共有化」「記録の効率化」「記録の圧縮化等」に向けて、園児管理システム（パソコン）を導入して入園から就学までの成長を全職員が細かく把握するとともに登園チェックや保護者からの伝達事項もパソコンソフトに記録し、職員間で適宜情報共有を行い、子供たちの様子も帰宅時には保護者に伝えられるようになっていました。

今年度はコロナウィルスの影響を受け、様々な取組において制限を強いられましたが、今後もさらに子育て支援の拠点として子どもたちの笑顔あふれる質の高い保育実践を行っていかれることを期待

	<p>します。</p> <p>以下、「特に改善が望まれる点」以外として具体的なアドバイスは下記のとおりで</p> <p>①各種マニュアルは整備されていましたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルが文字だけで構成されているので、フロー図を作成されてはいかがでしょうか？ ・目次、見直し・改定・更新時期がわかるような一覧を作って管理してはいかがでしょうか？ ・マニュアルの見直しにあたっては、誰がマニュアルの管理・見直しをするのか、その仕組みを作られてはいかがでしょうか？ <p>②災害にかかる計画、マニュアルを整備し定期的に各種訓練も実施されてきました。今後はBCP（事業継続）計画の策定も望みます。</p>
<p>特に良かった点(※)</p>	<p>Ⅱ-2-(2) ①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>職員の就業状況については有給の取得状況や残業時間を事務員が集約し、園長に報告し、職員個々の事情を把握し、年休が繰り越されることがないように配慮しています。福利厚生としては京都府民間社会福祉施設職員共済会に加入しています。また、年3回の面談で職員の意見を聞き取るとともに、メンタルヘルスの取組として「メンタルヘルス相談援助組織図」があり「ストレス耐性テスト(年1回)」を実施しています。その結果は主幹教諭も把握して日常的に配慮できる体制となっています。</p> <p>Ⅱ-4-(1) ①子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>日本太鼓やマーチングに力を入れており、舞鶴港のセレモニーなど地域の要請に積極的に応えるなど地域とのかかわりを大切にしています。また、園の夏祭りの開催にあたって近所の方に日頃のお礼を兼ねてチケットを配布しています。運営においても保護者役員が協力して一体的な取組となっています。(しかし、今年度は、田辺城まつりでの和太鼓演奏、老人施設への慰問、園庭開放等がコロナ禍で軒並み中止となっていました。)</p> <p>A-1-(4) 食事</p> <p>「食育計画」を作成し、年間計画に沿った保育を行っています。</p> <p>好き嫌いに対し無理強いをしない、食べるスピードが遅い子を急かさないなど一人ひとりの子どもに合わせた保育が行われていました。また、食育の一環として菜園活動も行っており、子どもが育てた作物を給食・おやつに出して感謝の気持ちを育んでいました。</p> <p>給食日誌でクラスの保育士から現場の様子を把握し、月1回の給食検討会で検討をして、旬の食材を取り入れたり、おやつや行事食の工夫をしていました。</p>

<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p>I-3 事業計画の策定</p> <p>中期計画及び収支計画は策定されていませんでした。また、行事計画や職員育成計画などの個別の取り組みに関する計画はありましたが、単年度の事業計画が確認できませんでした。</p> <p>事業計画の策定については、向かうべき方向性や取組を明確にすることであり、職員参画のもと、PDCAサイクルに基づいて組織的に行われる必要があります。策定されることを期待します。</p> <p>Ⅲ-1-(4) ①苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>〔苦情・脅迫電話対応マニュアル〕、苦情解決の体制について整備をし、重要事項説明書に明記の上、保護者に説明をしています。また、苦情内容は記録ソフトに入力しています。しかし、苦情にかかる結果の公表が出来ていませんでした。内容に配慮しつつ結果を公表することは、園の透明性を確保することにもつながります。そうした取り組みを通じて、保護者も園に遠慮なく意見を言ってもいいんだという理解を促すことにもなります。公表の媒体は、家族向けの内容であれば園の掲示板、不特定多数であればHPなどを活用してはいかがでしょうか。</p> <p>Ⅲ-2-(3) ②子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>管理規則の中に、情報管理・保存期間について明記しています。しかし、廃棄、持ち出し禁止の規定に関する明記がありませんでした。また、個人情報保護規定、開示規程の整備も必要です。訴訟等のリスクの観点からもこうした整備を望みます。</p>
----------------------------------	--

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	相愛こども園
施設種別	保育所
評価機関名	きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
訪問調査日	令和2年11月18日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A

[自由記述欄]
 1) 法人理念及び教育・保育方針はホームページやパンフレット、入園のしおりに記載している。職員には新年度の会議で、就業規則と合わせて説明している。保護者には入園説明会で入園のしおりをもとに説明するとともに、クラス懇談会や4月発行の園だより等で周知している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	A	A

[自由記述欄]
 2) 舞鶴市の出生率の動向は園長会で、全国的な動向は研修や新聞で把握。京都府保育協会、認定こども園連盟、私立保育園連盟などの関係団体を通じて全国的な情報を収集している。市行政とは翌年度の入園者数の見込みを確認する機会がある。事業経営の課題は、利用率維持と人材確保である。設備投資は顧問公認会計士と相談し、優先順位を決めて計画的に実施している。
 3) 将来の少子化に備えて幼保連携型こども園に移行した。人材確保・定着に注力し、設備投資にも計画的に取り組んでいる。理事会、評議員会に収支や今後の見通しなどの状況報告をして対応を図っている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	C
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	C
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	C
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	A	C

[自由記述欄]
 4) 中期計画及び収支計画は策定されていない。
 5) 行事計画や職員育成計画などの個別の取り組みに関する計画はあるが、単年度の事業計画がない。理事会・評議員会では主に行事計画を説明し、職員には個々の計画の説明を行っている。
 6) 中長期・単年度事業計画に連動するのでC評価である。事業計画の策定については、職員参画のもと、PDCAサイクルに基づいて組織的に行われる必要がある。
 7) 中長期・単年度事業計画に連動するのでC評価である。事業計画、事業報告はホームページやお便りを活用してはどうか。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	A
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	A

[自由記述欄]
 8) 保育の質の向上に向けては、行事毎に振り返りを行い、リーダーがその評価・反省に基づき、次年度の年間計画を作成している。日々の課題はクラスで解決し、内容に応じて主幹教諭・リーダーが加わり多角的に検討している。定期的に第三者評価を受診している。
 9) 第三者評価の結果や指導計画（年齢毎に作成し、月案や日案を作成）の課題を、職員会議(月1回)で共有するとともに検討して改善を図っている。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	A
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	A

[自由記述欄]

10) 管理者の役割は園の組織図、職務分担表において明確にしている。年度毎に作成し、年度初めに全職員に周知している。ホームページに園長の挨拶を掲載するとともに毎月発行している園だよりにも園長のメッセージを掲載している。クラスだよりは、若手保育士の勉強も兼ねて、全職員で回覧している。有事における施設長の役割と責任については消防計画に明記している。

11) 遵守すべき法令については行政からの通知、保育協会の研修や市園長会に参加し、情報収集を行っている。職員に対しては、個人情報保護に対する啓発を行っている。職員が参加した研修等の資料は回覧するとともに、職員会議で周知している。前回の第三者評価で指摘のあった関係法令のリスト化は、PCのお気に入り登録することで改善を図っている。

12) 園長は職員会議・リーダー会議に参加し、課題分析やスーパーバイズを行っている。先輩保育士に対し若手保育士に積極的に自らの失敗談を披露するように働きかけ、失敗に臆することなく、チャレンジする姿勢を奨励している。賞与の時期に合わせて理事長・園長との面談(年3回)があり、職員個々の意見・要望を吸い上げている。キャリアパスに連動して職員個々に応じた研修派遣を行っている。職員には研修情報を紹介し、受講者のシフトに配慮している。

13) 費用の掛かる環境設定であっても現場からの相談や要望があれば、極力応じるようにしている(例・畑をつぶして砂場を作りたい。指先を使うおもちゃ)職員には残業しないように、仕事の持ち帰りをしないように日頃から声をかけ、業務の合理化(パートの余剰時間や昼寝の時間の活用)にも取り組んでいる。経費削減のためにも、エアコン・照明のつけっぱなしなどがあれば、声掛けをし日ごろからコスト意識を高めるようにしている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A

[自由記述欄]

14) 業務マニュアルの「保育の基本編」に「私たちの目指す保育」を明記している。舞鶴市の単費補助(発達支援加算)で支援児のための職員加配をしている。京都府社会福祉協議会のホームページ「福祉の星」で職員を紹介している。

15) 人事管理については、キャリアパスに連動した昇給の仕組みがある。(ボーナスと連動している。)キャリアパスの要件には「役割と責任」「求められる業務」「求められる能力」「求められる取り組み姿勢」「身につけてほしい知識・技術」「会議・研修」が設けられている。職員配置は主幹教諭とも相談して決めている。面談(年3回)を行っている。

16) 職員の就業状況については有給の取得状況、残業時間は事務員が集約し、園長に報告している。職員個々の事情を把握し、年休が繰り越されることがないように配慮している。「メンタルヘルス相談援助組織図」があり「ストレス耐性テスト(年1回)」を実施している。結果は主幹教諭も把握している。年3回の面談で保育士からクラスの希望を聞いている。福利厚生として京都府民間社会福祉施設職員共済会に加入している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A

[自由記述欄]

17) 職員一人ひとりの目標管理の仕組みが構築されている。職員個々の「キャリアパス受講者一覧」で研修履歴を把握し、研修受講の働きかけを行っている。

18) 期待する職員像を明確にしている。キャリアパス表に京都府保育協会や市独自の研修を位置付けている。研修の年間計画が届けば、職員個々の要件に応じて受講者を振り分ける。ほかに園独自の研修や外部研修も積極的に活用している。

19) 研修は、キャリアパス、本人希望、園長からの勧めなどにより受講している。市の保育士会が主催する研修などには、パート職員の参加機会もある。新人職員育成計画書に「クラス運営」「各行事」「変則勤務」「その他の各業務(道具点検、職員会議の司会や書記)」などのOJTスケジュールを定めている。半年をひとつの目安にしているが、一人ひとりの成長度合いに合わせている。

20) 実習生については、保育士、幼稚園教諭の受け入れをしている。京都府保育協会によるハートブック、乳児・幼児別のデイリープログラムを整備している。学校と連携してプログラムを作成している。1~4名/年程度。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	A
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	A
[自由記述欄]					
21) ホームページでの情報発信を主とし、園の情報(理念や基本方針など)を掲載している。パンフレットを役所の窓口に配架している。市作成のパンフレット「保育園・認定こども園のご利用案内」に相愛こども園の紹介が記載されている。 22) 経理規定に基づき適正に処理されている。顧問税理士が毎月来園し、指導や助言を受けている。規定変更などは社会労務士に依頼している。決算前に監査人2名(顧問税理士とは別)による監査を受けている。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	B	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B	B
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	B	B
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	A	A
[自由記述欄]					
23) 日本太鼓やマーチングに力を入れており、舞鶴港のセレモニーなど地域の要請に積極的に応えるなど地域とのかかわりを大切にしている。(しかし、今年度は、田辺城まつりでの和太鼓演奏、老人施設への慰問、園庭開放等がコロナ禍で軒並み中止となった。)また、例年は、園の夏祭りの運営に保護者役員が協力してくれている。近所の方に日頃のお礼を兼ねて夏祭りのチケットを配布している。玄関の掲示板を活用し、保護者に地域情報を提供している。 24) 保育園の理解を深めてもらうため、毎年、中学校2年生10名ほどを職場体験で受け入れている。しかし、ボランティア受け入れマニュアルはあるが、登録手続きの仕組みがない。 25) 舞鶴市関係機関で構成する「にじいろ個別支援システム」や要保護児童対策地域協議会に参画して連携を図っている。市の園長会に参加している。(月1回)。 26) 子育てサポート事業を行い、子育てについての保護者の相談や悩みに寄り添い支援を行っている。舞鶴市と福祉避難所の協定を結んでいる。しかし、地域への施設機能の還元は十分でないと認識している。 27) 子育てサポート事業や要保護児童対策地域協議会・にじいろ個別支援システムへの参画を通じて公益的な役割にも関わっている。民生委員が職員として勤めていることもあり、地域の情報は入ってくる。					

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	A	B
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	A	A

[自由記述欄]

28) 子どもを尊重した保育の実施について、「保育教育課程」の中の「教育及び保育の方針」に明記している。保育協会のキャリアパスの研修体系に人権・虐待防止研修が組み込まれている。また、利用者尊重を周知徹底するための研修会を園内でも実施している。
 29) プライバシー保護に関するマニュアルを整備している。保育協会のキャリアパスの研修体系に人権・虐待防止研修が組み込まれている。しかし、公益通報者保護法に基づく対応の仕組みがない。
 30) ホームページを活用して情報提供を行うとともに、市の「ご利用案内」を活用している。見学者には園のしおり・パンフレットを用いて随時対応している。
 31) 保育の開始・内容変更の事項は、園のしおり、パンフレット、重要事項説明書で説明をし、同意を得ている。読むことに困難がある保護者には、漢字にルビを振るなどの配慮を行っている。
 32) 支援が必要な子供(例・場面緘黙症、パニックのある子のパニックの取め方)には引継ぎ文書(要録など)に基づき対応している。支援児は卒園後もアフターフォローをしている。小学校就学や転園先などとは必要に応じて連絡を取り合いスムーズに移行できるよう配慮している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	B
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	A	A
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	A

[自由記述欄]

33) 「苦情・脅迫電話対応マニュアル」を整備している。苦情解決の体制については、重要事項説明書に明記の上、保護者に説明をしている。苦情内容は記録ソフトに入力している。しかし、苦情にかかる結果の公表が出来ていない。(重要事項説明書には、苦情受付担当者の記載しかないが、トラブルに発展していくことにも備えて、苦情解決責任者も設けておいた方がよい。
 34) 保護者からの相談や意見を聞き取る手段としては、園で用意している連絡ノート(2歳児まで)と健康記録がある。また、3歳児以上は出席ノートの記載欄を活用している。クラス懇談会や進級前の個人面談がある。日常的な相談は随時受け付けている。また、行事に関するアンケートの結果・回答を掲載している(給食日よりとクラスよりも毎月発行)。
 35) 要望等があった場合は組織的かつ迅速に対応している。保護者からの相談や意見は園児管理システムに記録を残し共有している。事案によっては、園長が直接対応し説明を行う場合もある。管理システムにおいて仕組みが構築されている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	A
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	B
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A	A

[自由記述欄]

36) 「事故が起きた場合の対応マニュアル」を整備している。事故・ヒヤリハットは管理システムに入力し、かつ月1回職員会議で再確認と再発防止の啓発を行っている。消防署による防災講話や防災訓練の機会を設けている。緊急通報マニュアルを電話機の側に掲示している。医療機関の一覧もある。
 37) 厚生労働省の感染症対策ガイドラインやコロナウイルス対応マニュアル等を一冊のファイルにまとめている。嘔吐物対応マニュアルが掲示されているのを確認した。園長が健康管理にまつわる訓示を朝礼で行っている。
 38) 災害時対応について地震・洪水避難マニュアルを整備している。消防署・行政との連携訓練に取り組んでいる。また、不審者対応、災害訓練を園児と一緒に取り組んでいる。職員の安否確認はメールで行うこととしており、メールの一斉送信の訓練も実施している。しかし、法人でBCP計画が策定できていない。
 39) 不審者対応マニュアルに基づき、定期的に訓練を実施している。館内に監視カメラ及び防犯シャッターを設置している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	A	A
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	B
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	A	A
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	A	B
[自由記述欄]					
<p>40) 保育についての標準的な実施方法については、業務マニュアル中の「保育の基本」の項目に明示している（「プライバシー保護」に関する記述もあり）。これらの習得状況は、OJTで確認している。全体的計画を定め「指導案」「週案」「月案」に基づき行われており、年度末に振り返りを行っている。</p> <p>41) 標準的な実施方法の見直しについては、仕組みが構築されていない。</p> <p>42) 入園時に独自の児童票・発達状況調査票を提出によりアセスメントを行い、保育の中に活かしている。また、保育に必要な情報は、園児管理システムの各項目に入力し一元的に管理している。記載内容は、進級の度に更新している。指導計画は各クラスのリーダーに主幹教諭が加わり作成している。支援児には個別計画を作成し関係機関や保護者とも協議や面談を行っている。</p> <p>43) 指導計画の見直しは毎月のクラス会議で共有し、振り返り・評価・反省を行い、計画を練り直している。要録は保護者の希望があれば開示している。</p> <p>44) 子どもの発達状況や生活状況については管理システムに記録をしている。主幹教諭2名が記録内容を確認し、職員へ書き方の指導を行っている。また、情報共有については管理システムや文書回覧、職員会議、リーダー会議、クラス会議を通じて適宜行っている。</p> <p>45) 管理規則の中に、情報管理・保存期間について明記している。しかし、個人情報管理規程及び廃棄に関する明記がない。</p>					

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	A	A
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	A	A
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	A	A
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	A	A
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	A	A

[自由記述欄]

46) 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき全体的な計画を編成している。職員全体で中間の評価と年度末に総括をして次年度の計画に活かしている。

47) 保育室は全体的に明るく、採光・通風・換気・清潔に配慮し保持している。遊具の点検を毎月行い安全管理に努めている。夏場にはUVテント・遮熱テントを砂場やプールに設置している。

48) 管理システムを用いて丁寧な保育を実践している。その時々の子供たちの様子や天候などに応じて、日案も臨機応変に対応している。性差による保育の偏りがないように配慮している。外国人の価値観や理解度、食のタブーにも対応している(例・中国人保護者へのコミュニケーションの配慮や豚肉が食べられないことへの対応)。

49) 基本的な生活習慣が身につくようさまざまな環境整備に工夫を施している。(例えば、トイレ前に椅子を置き、自分でズボンをあげられるようにするための工夫など。)また保護者と連携を取り、家庭と園との生活の流れがスムーズになるよう配慮している。

50) 自由遊びの時は、子どもが遊びたい玩具や遊具を用意し、自発的に遊べる工夫をしている。また、飽きないように遊具の配置を変える工夫もしている。また、菜園活動や老人施設への慰問など地域との関わりの中で子どもの生活を豊かにする保育が展開されている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		52	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	A	A

[自由記述欄]

51) 月齢毎の活動を柔軟に設定している。園として「こどもに合わせて」を大事にしている。園庭でのびのびとされている様子、保育士とも良好な関係にある様子を確認した。乳児保育においては、成長が早いので、保護者と日々の密な連携を取っている。

52) 3歳未満児の保育について、生活習慣の変化や成長の個人差が見られる時期であり、保護者と連携をとり、保育展開を行っている。異年齢交流を取り入れたり、家庭との連携を大事にしている。

53) 3歳以上児の保育においては「自分ですること」を大切に、保育士が、一人ひとりの体調や気持ちを汲んで、本人の意思を見届けている。大きい子が小さい子の面倒を見たり、遊び方を教えてあげている。午睡の見守りや散歩にも連れて行ってくれる。その中で思いやり、労わりの気持ちが育まれるとともに自信にもつながっている。たよりなどを通じて、保育内容をわかりやすく保護者に伝えている。

54) 支援児に対しては、個々の発達状況に合わせ指導計画を立てている。視覚支援を取り入れ、環境調整の一環としてパーテーションも用意している。支援児が他の園児たちと遊びたいけど遊べないような時は保育士が仲立ちし、集団の中に溶け込めるように調整を行っている。発達支援の研修に職員を派遣している。

55) 長時間保育の子どもには異年齢の子どもと遊べる様にし、遊びを工夫して寂しくならないような関わりを意識している。長時間保育となる子どもには、補食として牛乳とおやつを提供している。日毎に人数や年齢層が変わることに対して、例えば、アレルギーのある子に提供する食事が間違えないように気を付け、ミルクのある子にミルクを飲ませるタイミングを綿密に引き継ぐなどの注意を払っている。

56) 卒園の場合は「要録」を作成し、就学先へ手渡している。また、小学校への体験入学の機会などを通じて、就学に対する見通しをもってもらえるようにしている。小学校入学に向けた生活習慣の確立、持ち物準備の練習などを保護者をお願いしている。学校の先生とは事前に意見交換の場を持ち、必要があれば入学後も様子を見に行くようにしている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	A	A
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	A	A
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	A	A
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	A	A
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A	A

【自由記述欄】

57) 一年を4期に分けた保健計画がある。(項目は「健康」「保険」「予防・安全」「家庭との連携」。)既往歴、予防接種、アレルギーは入園時に聴き取り把握している。突然死症候群の対応としては、管理システムにアラーム機能があり、それを5分設定にして呼吸確認を行っている。連絡帳で家庭の状態を確認し、必要な情報は職員間で共有している。

58) 内科健診(年2回)、歯科健診(年1回)を行っている。結果は身体測定を含めて健康ノートに記載し保護者に連絡し、確認の押印をもらっている。管理システムにも記録を残している。少年新聞社から、食育、交通などの啓発ポスターや保険ニュースが届き園内に掲示している。

59) アレルギーのある場合は入園時に診断書を提出してもらっている。アレルギーの状態を定期的に確認し更新している。その子にあった食事提供に努めている。アレルギーの子、熱性けいれんの子、ぜんそくの子の情報を職員会議で定期的に確認し、看護師、栄養士とも連携ミスがないようにしている。

60) 「食育計画」を作成し、年間計画にそって保育を行っている。子どもが育てた作物を給食・おやつに出して感謝の気持ちを育てている。家で食べられない物も園では食べる子もいる。好き嫌いにに対し無理強いはいしない。食べるスピードが遅い子を急かさず、給食だよりにより保護者に対する食にまつわるアドバイスを掲載している。

61) 給食日誌でクラスの保育士から現場の様子を把握し、月1回の給食検討会で改善に役立っている。給食だより(献立表)で菜園活動の様子なども知らせている。給食参観を3~5歳を対象に実施し、親と子が一緒に食べる機会を設けている。地場産物の旬のじゃがいもやピーマン、魚などを購入し、地産地消に寄与している。旬の食材を取り入れ、おやつや行事食の工夫をしている。衛生管理マニュアルを整備している。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	A	A
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	A	A
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	A	A
	A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	A	A

【自由記述欄】

62) 保護者とは、連絡帳で日々の情報交換を行っている。とりわけ乳児は密な連携に努めている。情報提供のツールとして、クラスだより、園だより、給食だよりの広報誌がある。保護者が園の夏祭りの手伝いを担ってくれている。給食参観で親子一緒に同じ給食を食べてもらう機会がある。日頃から保護者とは丁寧なコミュニケーションを交わしながら、子育てに必要なアドバイスをしている。

63) 日々のコミュニケーションは送迎時の玄関でのやり取りが重要な場ととらえている。単なる挨拶だけでなく、親も前向きな気持ちで出勤できるような言葉がけを意識している。そうした関わりを通じて信頼関係を築き、なんでも話し合える関係性が作れるように努めている。コロナ禍で外に出歩けない期間に、家で親子でできる遊びやふれあい体操などを書面で情報提供をしている。日頃から児相や療育センターなどの専門機関と連携を取っている。

64) 虐待のマニュアルを整備し、職員全員に周知している。送迎の時に保護者の言葉がけが乱暴だったりするなど異変を察知すれば、園長に報告するとともに必要に応じて児相相談所にも通報している。

65) 保育教育課程・指導計画は毎年2月に振り返りを行い、その評価を踏まえて次年度の計画作成に着手する。クラス会議→リーダー会議→主幹教諭→職員会議へと持ち上げていき、内容の検討を行っている。